

ご存知ですか？

高齢の方や障害のある方の暮らしを守る

「けん権利り擁よう護ご」

認知症などで物忘れが進んだ方や、知的障害や精神障害がある方は、生活するうえでの色々なことを判断することが難しく、ひとりだけでは生活することが難しい場合があります。

「権利擁護」は、そのようにお困りの方の、生活上の判断を手伝い、時には、権利が侵害されている状況に対応し、その人らしい生活が送れるよう、権利を護ることです。

あなたのまわりにも、困っている方はいませんか？
また、あなた自身の将来のために、
「権利擁護」について考えてみませんか？



知的障害のある子どもとずっと暮らしてきたけど、私も高齢になって、この先の子どもの世話が心配。この子が望む生活が送れたらいいのだけれど・・・。

親と離れて暮らしているけれど、最近物忘れが進んで、きちんと生活できているか心配。最近は、お年寄りを狙った悪徳商法も多いようだし・・・。

こころの病で、入院しています。これからは、家に戻って暮らしていきたいけど、一人での生活が久しぶりなので、自立して生活できるか、いろいろな事が不安です。

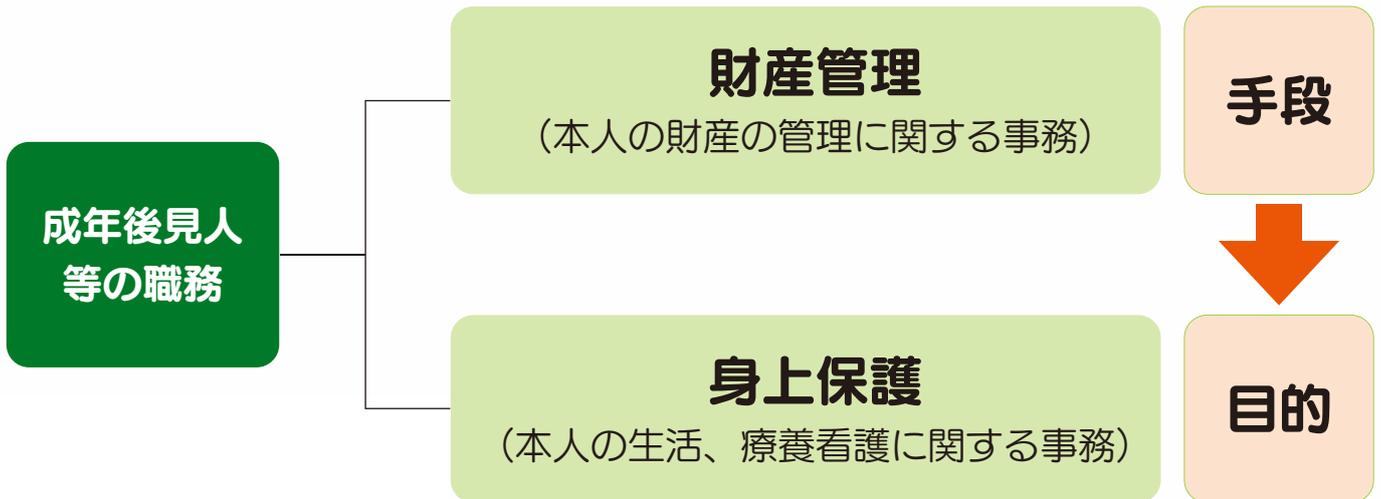
このパンフレットでは、「権利擁護」に関する制度や相談窓口をご紹介します。



判断能力が十分でない方への 生活の支援や財産の管理について

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方に代わって、成年後見人等が財産の管理や様々な契約やサービスの手配を行い、本人の生活を支援する制度です。



成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。「法定後見制度」では、本人の判断能力の程度により3つの区分に分けられます。

法定後見制度類型		補 助	保 佐	後 見
本人		被補助人	被保佐人	成年被後見人
援助者		補助人	保佐人	成年後見人
本人の判断能力		不十分	著しく不十分	全くない
開始 手続	請求できる人	本人、配偶者、四親等内の親族、法定後見人等、任意後見人、後見監督人等、 検察官、市町村長		
	本人の同意	必要		不要
成年 後見 人等 の 権 限	同意権の範囲	・所定の法律行為の一部 で家裁の審判で定めた もの	・所定の法律行為 ・家裁の審判で定めた特 定の法律行為	—
	取消権の範囲	・所定の法律行為の一部 で家裁の審判で定めた もの	・所定の法律行為 ・家裁の審判で定めた特 定の法律行為	・すべての法律行為
	代理権の範囲	・家裁の審判で定めた特 定の法律行為	・家裁の審判で定めた特 定の法律行為	・すべての法律行為

成年後見人等は次のようなことができます

- 不動産などの財産の管理、保存、処分など
 - 銀行などの金融機関との取引
 - 収入や支出に関わる各種手続、管理（年金、給与、保険、公共料金、債務、税金など）
 - 遺産相続、遺産分割協議、相続放棄などの手続
 - 住居の確保に関する契約や費用の支払い
 - 介護保険などの利用手続
 - 医療や福祉サービスに関する契約や費用の支払い
- ※成年後見人等は、本人に代わって介護や家事がうまくいくよう、サービスを調整するのが役割であり、直接介護や家事などを行う人ではありません。

成年後見制度を利用するための手続

	法定後見制度	任意後見制度
準備	家庭裁判所で「成年後見申立セット」を受け取り、必要な書類を揃えます。	任意後見人になってくれる人と調整し、支援の内容や報酬などについて確認しておきます。
契約		公証役場で公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を行います。

判断能力が低下したとき ↓

申し立て	本人の住所地の家庭裁判所に、申し立てに必要な書類を提出します。	家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行います。
審判手続	裁判所の職員が、本人や申立人に事情をたずねたり、問い合わせたりします。本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。	
審判	家庭裁判所が成年後見人などを選任します。必要に応じ、成年後見人などを監督する監督人が選任される場合があります。	家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。
登記 援助開始	審判内容が法務局に登録され、成年後見人等は援助を開始します。	
必要な 費用	申立費用 約1万円 (別途鑑定料5～10万円が必要な場合があります)	公正証書作成費用 約2～4万円 (判断能力が低下したときの申立費用は別途発生します)

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金

被後見人の財産のうち、通常使用しない金銭を金融機関で管理する仕組みです。そこから日常生活に必要な資金を後見人の管理する口座へ定期送金し、他の重要な取引は家庭裁判所の指示書が必要となります。活用しなくても構いませんが、家庭裁判所から勧められる場合があります。

日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある方に対して、**福祉サービスの利用援助**や**日常的な金銭管理**をお手伝いする事業として、**社会福祉協議会**が実施しています。

対象者

在宅で生活されており、認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスを利用する判断能力に不安がある方で、利用意思が確認できる方です。

※利用意思が確認できないほど、判断能力がない方は利用できません。

支援の内容

①福祉サービスの利用援助	②日常的な金銭管理	③通帳・印鑑・公的書類等の保管
福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、わからないことを説明したりします。そして、利用できるように手順のお手伝いをします。	計画的なお金の使い方を一緒に考えます。また、公共料金や家賃、医療費などの支払や、金融機関からの出金をお手伝いします。	預貯金通帳（50万円程度まで）や金融機関届出印、年金証書等の公的書類をお預かりします。

※成年後見制度と異なり、契約や手続きの代理行為はできません。

※大きな財産を管理したり、有価証券や権利証などを預かることはできません。

料金

支援①・②

1時間 1,400円 + 交通費実費

※生活保護を受けている人は無料です。

支援③

1か月につき 600円

※1か月未満の期間でも1か月分の料金です。

★上記は標準利用料です。実際の利用料については各市町社会福祉協議会にお問い合わせください。



日常生活自立支援事業を利用するための手続き

お住まいの市町にある社会福祉協議会にお問い合わせください。社会福祉協議会の職員が本人と面談し、事業の利用に向けた調査・調整を行います。

契約するまでの相談や調査・調整は、無料で行います。お気軽にご相談ください。

※神戸市内にお住まいの方は、神戸市社会福祉協議会の「こうべ安心サポートセンター」で事業を実施しており、料金や支援の内容が違う場合があります。別途、お問い合わせください。

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 こうべ安心サポートセンター TEL 078-271-3740



暴力や経済的な 被害からの救済について

自分自身の人生を、尊厳をもって生活する事は誰もが望むことですが、家族や親族、第三者などが人権を侵害する「虐待」が問題となっています。

「虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではなく、

- 暴言をはいたり無視をしたりするような心理的虐待
- 介護や世話を放棄するような行為
- 勝手に本人の資産を使ってしまう行為 なども含まれます。

このような虐待を発見した場合には、相談・通報する必要があります。

<虐待等の相談・通報先>

● 高齢者に対する虐待

- ▶ 各市役所・町役場の高齢者福祉担当課
- ▶ 地域包括支援センター
- ▶ 兵庫県民総合相談センター「認知症・高齢者相談」078-360-8477（月水木金）

● 障害者に対する虐待

- ▶ 各市町の障害者虐待防止センター、基幹相談支援センター
- ▶ 相談支援事業者

● 児童に対する虐待

- ▶ 189（児童相談所虐待対応ダイヤル）※お近くの児童相談所につながります。

● 配偶者・恋人からの暴力

- ▶ 兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター） 078-732-7700
 - ▶ 兵庫県立男女共同参画センター（なやみ相談＜女性対象＞） 078-360-8551
 - ▶ その他（警察署・県健康福祉事務所・市福祉事務所・市男女共同参画センター）
- ※「配偶者暴力相談支援センター」が設置されている市町もあります。

● 犯罪被害

- ▶ ひょうご被害者支援センター 078-367-7833
- ▶ ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」 078-367-7874
- ▶ 法テラス「犯罪被害者支援ダイヤル」 0570-079714（IP 電話：03-6745-5601）

また、高齢者や障害者等の「消費者被害」も相次いでいます。悪質な業者は、一人暮らしの方などの寂しさにつけ入り、販売員を信頼させたり、判断能力が不十分な方をだましたりして、必要のない物品を売りつけることがあります。被害にあった方を発見したり、不安を感じた時にはすぐに最寄りの「消費生活センター」へ相談をしてください。



- 各市町の消費生活センター 各市役所・町役場にお問い合わせください。

※ 188（消費者ホットライン）からも、お近くの相談窓口等につながります。

- 兵庫県の消費生活センター

- ▶ 消費生活総合センター 078-303-0999 ▶ 但馬消費生活センター 0796-23-0999

<被害の再発防止のために>

判断能力が不十分な方の消費者被害を防ぐために、あらかじめ**成年後見制度**を利用すれば、成年後見人等が本人の結んだ契約を取消することができる場合があります。

各種相談窓口・問合せ先

<成年（法定）後見制度の申し立て手続、制度の説明について>

- 各家庭裁判所にお問い合わせください。

裁判所	電話番号	管轄区域
神戸家庭裁判所 後見センター	078-521-5935	神戸市全域（西区は明石支部でも可）、三木市、三田市
神戸家庭裁判所 明石支部	078-912-3233	明石市、神戸市西区（神戸家庭裁判所でも可）
神戸家庭裁判所 尼崎支部	06-7670-9547	尼崎市、西宮市、芦屋市
神戸家庭裁判所 伊丹支部	072-779-3074	伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡
神戸家庭裁判所 柏原支部	0795-72-0155	丹波市、丹波篠山市
神戸家庭裁判所 洲本支部	0799-25-2332	洲本市、淡路市、南あわじ市
神戸家庭裁判所 姫路支部	079-281-2079	姫路市、相生市、赤穂市、高砂市、加古川市、神崎郡、赤穂郡、加古郡、朝来市のうち旧生野町
神戸家庭裁判所 社支部	0795-42-0123	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡
神戸家庭裁判所 龍野支部	0791-63-3920	たつの市、宍粟市、揖保郡、佐用郡
神戸家庭裁判所 豊岡支部	0796-22-2881	豊岡市、養父市、美方郡のうち香美町（旧村岡町）、朝来市（旧生野町を除く）
神戸家庭裁判所 浜坂出張所	0796-82-1169	美方郡のうち新温泉町、香美町（旧村岡町を除く）

<任意後見制度の手続（公正証書の作成）について>

- 各公証役場にお問い合わせください。

公証役場	電話番号
神戸公証センター	078-391-1180
伊丹公証役場	072-772-4646
阪神公証センター	06-4961-6671
明石公証役場	078-912-1499
姫路東公証役場	079-223-0526
姫路西公証役場	079-222-1054
加古川公証役場	079-421-5282
龍野公証役場	0791-62-1393
豊岡公証役場	0796-22-0796
洲本公証役場	0799-24-3454

<権利擁護全般に関する法律相談について>

- **兵庫県弁護士会「高齢者・障害者のための弁護士電話法律相談」**

TEL：078-362-0074 FAX：078-362-0084

【毎週火・木曜日 13：00～16：00】相談無料

<高齢者の権利擁護に関する相談（高齢者虐待・成年後見制度・介護保険サービスの利用など）>

- お近くの**地域包括支援センター**にお問い合わせください。

（地域包括支援センターの連絡先は、各市役所・町役場の高齢者福祉担当課へお尋ねください）

<障害者の権利擁護に関する相談（障害者虐待・成年後見制度・障害福祉サービスの利用など）>

- お近くの**障害者相談支援事業者**にお問い合わせください。

（相談支援事業者の連絡先は、各市役所・町役場の障害者福祉担当課へお尋ねください）

<成年後見人などの候補者の紹介、申立ての相談>

- **兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぼぼ」**

神戸本部 TEL：078-341-0550

阪神支部 TEL：06-4869-7613

姫路支部 TEL：079-286-8222

- **成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部（司法書士による成年後見人等）**

TEL：078-341-8699

- **兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ兵庫」**

TEL：078-222-8107
おなやみは にっこりにこにこ ばあとなあ

<身寄りが無い人等の成年後見制度の利用について>

- **各市役所・町役場の担当課**にお問い合わせください。

申し立てに協力できる親族がない場合、各市町長が申立を行うこととなります。

<無料法律相談、弁護士・司法書士等費用の立替えについて>

- **日本司法支援センター（愛称：法テラス）**

法テラス兵庫 TEL：0570-078334（IP 電話：050-3383-5440）

法テラス阪神 TEL：0570-078335（IP 電話：050-3383-5445）

法テラス姫路 TEL：0570-078336（IP 電話：050-3383-5448）

無料法律相談

経済的に余裕の無い方が法的トラブルにあったときに、無料の法律相談を行います。無料の法律相談を利用するには「収入が一定額以下である」などの条件を満たすことが必要です。

弁護士・司法書士等費用の立替え

無料の法律相談を受けた結果、弁護士・司法書士の代理援助・書類作成援助が必要な場合は、費用の立替えを受けられる場合があります。「収入等が一定額以下である」こと以外にも利用の要件があります。詳しくは、法テラスへお問い合わせください。

<日常生活自立支援事業について>

○ご相談は、お近くの**社会福祉協議会** しゃきょう **(社協)** へ

<阪神>		市川町	0790-26-1988	(温泉)	0796-92-1866
尼崎市(北部)	06-4950-0614	福崎町	0790-23-0300	養父市	079-662-0160
(南部)	06-6415-6291	神河町	0790-32-2303	(八鹿)	079-662-0160
西宮市	0798-37-0023	太子町	079-276-4111	(養父)	079-664-1142
芦屋市	0797-32-7530	相生市	0791-23-2666	(大屋)	079-669-1598
伊丹市	072-744-5130	赤穂市	0791-42-1397	(関宮)	079-667-3248
宝塚市	0797-86-5004	上郡町	0791-52-2910	朝来市	079-677-2702
川西市	072-759-5200	宍粟市	0790-72-8787	(生野)	079-679-3053
猪名川町	072-766-1200	(山崎)	0790-62-5530	(和田山)	079-672-0440
三田市	079-550-9004	(一宮)	0790-72-2211	(山東)	079-676-5215
<東播磨>		(波賀)	0790-75-3631	(朝来)	079-677-1606
明石市	078-924-9151	(千種)	0790-76-3390	<丹波>	
加古川市	079-441-8156	佐用町	0790-78-1212	丹波篠山市	079-590-1112
稲美町	079-492-8668	たつの市	0791-63-5106	丹波市	0795-82-4631
播磨町	079-435-1712	(龍野)	0791-63-5106	(柏原)	0795-72-1236
高砂市	079-444-3020	(新宮)	0791-75-5084	(氷上)	0795-82-4613
<北播磨>		(揖保川)	0791-72-7294	(青垣)	0795-87-0084
西脇市	0795-22-5400	(御津)	079-322-2920	(春日)	0795-74-0477
多可町	0795-32-3425	<但馬>		(山南)	0795-77-2359
(中)	0795-32-3425	豊岡市	0796-23-2573	(市島)	0795-85-0517
(加美)	0795-30-8151	(豊岡)	0796-23-2573	<淡路>	
(八千代)	0795-37-0360	(城崎)	0796-32-4503	洲本市	0799-26-0022
三木市	0794-86-0889	(竹野)	0796-47-1423	(洲本)	0799-26-0022
小野市	0794-63-2575	(日高)	0796-42-0100	(五色)	0799-35-1166
加西市	0790-43-1281	(出石)	0796-52-3024	南あわじ市	0799-44-3007
加東市	0795-42-2006	(但東)	0796-54-0181	淡路市	0799-62-5214
(社)	0795-42-2006	香美町	0796-39-2050	(津名)	0799-62-5215
(滝野)	0795-48-0800	(香住)	0796-36-2758	(岩屋)	0799-72-0084
(東条)	0795-46-0911	(村岡)	0796-98-1000	(北淡)	0799-82-0922
<西播磨>		(小代)	0796-97-2202	(一宮)	0799-85-2040
姫路市	079-280-2224	新温泉町	0796-99-2488	(東浦)	0799-74-4877
(家島)	079-325-2340	<p>※神戸市在住の方は、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 こうべ安心サポートセンターTEL：078-271-3740へ お問い合わせください。</p>			
(夢前)	079-336-2515				
(香寺)	079-232-8221				
(安富)	0790-66-3410				

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 TEL：078-230-9290 FAX：078-242-7947